



平成 21 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社N F Kホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 城 寶 豊  
( J A S D A Q ・ コード 6494 )  
問合せ先 役職・氏名 取締役 田中 耕  
電話 045 - 575 - 8000

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 67 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- ( 1 ) 平成 2 1 年 1 月 5 日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 1 6 年法律第 8 8 号。以下、「決済合理化法」という。)が施行され、上場会社の株式が株式振替制度に一斉に移行した(いわゆる株券電子化)ことにともない、株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定を削除(現行定款第 7 条)又は変更(現行定款第 9 条～第 1 2 条)するとともに、経過措置として附則を新設するものです。なお、現行定款第 7 条(株券の発行)については、決済合理化法に基づき、同法の施行日に当該定めを廃止したものとみなされております。
- ( 2 ) 平成 2 0 年 1 0 月設立の株式会社ファーンエス E S の業務拡大に伴い、事業目的を追加致します(現行定款第 2 条)。
- ( 3 ) 誤字および一部の表記方法を訂正致します(現行定款第 2 条 1 項 5 ～ 6 号、第 2 8 条)。
- ( 4 ) 補欠監査役について不足事項の追加ならびに一部変更致します(現行定款第 3 2 条)。
- ( 4 ) 上記の変更にともない、条・項・号を変更致します。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)  
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条(商号) (条文省略)</p> <p>第2条(目的)</p> <p>1. 当社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社の株式もしくは持分を所有することによって、またはそれ以外の方法及び形態によって、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1) 各種燃焼工業用機械の設計並びに製造、販売</p> <p>(2) 各種工業窯炉の設計並びに製造、販売</p> <p>(3) 各種燃焼技術を活用した環境設備機器及び省エネルギー設備機器の設計並びに製造、販売</p> <p>(4) 各種燃焼設備の配管、設備工事及びタイル、レンガ、ブロック工事</p> <p>( 新 設 )</p> <p>(5) 工業所有権、著作権等の無体財産権の修得及び譲渡に関する事業</p> <p>(6) 損害保険代理業、自動車損害賠償保険法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>(7) ビル管理、倉庫管理、清掃業</p> <p>(8) 不動産の売買、賃貸借及び管理業</p> <p>(9) 株式及びその他有価証券の保有、運用、金銭債権の買取り、債務の保証・引き受け及びそれらの仲立業</p> <p>(10) モーター、バッテリー等の設計並びに製造、販売</p> <p>(11) グループ会社及びその他企業への経営指導、コンサルタント業務</p> <p>(12) グループ会社、内外のベンチャー企業及びその他企業への投融資及び投融資の仲介、斡旋</p> <p>(13) 各種電気製品及びその部品の製造、販売</p> <p>(14) 産業廃棄物の処理に関する設備の開発、製造、販売及び産業廃棄物処理業</p> <p>(15) 廃棄物等を用いた代替エネルギーの生成に関する設備の開発、製造、販売及び代替エネルギー生成に関する一切の事業</p> <p>2. 上記に関連する一切の業務</p>	<p>第1条(商号) (現行どおり)</p> <p>第2条(目的)</p> <p>1. 当社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社の株式もしくは持分を所有することによって、またはそれ以外の方法及び形態によって、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1) 各種燃焼工業用機械の設計並びに製造、販売</p> <p>(2) 各種工業窯炉の設計並びに製造、販売</p> <p>(3) 各種燃焼技術を活用した環境設備機器及び省エネルギー設備機器の設計並びに製造、販売</p> <p>(4) 各種燃焼設備の配管、設備工事及びタイル、レンガ、ブロック工事</p> <p><u>(5) 各種燃焼設備の導入、設置、メンテナンス業務</u></p> <p>(6) 工業所有権、著作権等の無体財産権の取得及び譲渡に関する事業</p> <p>(7) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>(8) ビル管理、倉庫管理、清掃業</p> <p>(9) 不動産の売買、賃貸借及び管理業</p> <p><u>(10) 株式及びその他有価証券の保有、運用、金銭債権の買取り、債務の保証・引き受け及びそれらの仲立業</u></p> <p>(11) モーター、バッテリー等の設計並びに製造、販売</p> <p>(12) グループ会社及びその他企業への経営指導、コンサルタント業務</p> <p>(13) グループ会社、内外のベンチャー企業及びその他企業への投融資及び投融資の仲介、斡旋</p> <p>(14) 各種電気製品及びその部品の製造、販売</p> <p>(15) 産業廃棄物の処理に関する設備の開発、製造、販売及び産業廃棄物処理業</p> <p>(16) 廃棄物等を用いた代替エネルギーの生成に関する設備の開発、製造、販売及び代替エネルギー生成に関する一切の事業</p> <p>2. 上記に関連する一切の業務</p>

<p>第3条～第6条 (条文省略)</p> <p>第7条(株券の発行) 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>第9条(単元株式数および単元未満株券の不発行) 1. 当社の単元株式数は100株とする。 2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。但し、「株式取扱規程」に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>第10条(単元未満株式を有する株主の権利の制限) 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第11条(株主名簿管理人) 1. 当社は株主名簿管理人をおく。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第12条(株式取扱規程) 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。</p> <p>第13条～第27条 (条文省略)</p> <p>第28条(取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によってこれを定める。</p>	<p>第3条～第6条 (現行どおり)</p> <p>( 削 除 )</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>第8条(単元株式数) 当社の単元株式数は100株とする。 ( 削 除 )</p> <p>第9条(単元未満株式を有する株主の権利の制限) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第10条(株主名簿管理人) 1. 当社は株主名簿管理人をおく。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第11条(株式取扱規程) 当社の株主権行使の手續その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。</p> <p>第12条～第26条 (現行どおり)</p> <p>第27条(取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によってこれを定める。</p>
---	---

第29条～第31条  
(条文省略)

第32条(補欠監査役の選任に係る決議の効力)

補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとなる。

第33条～第47条  
(条文省略)

( 新 設 )  
( 新 設 )

( 新 設 )

第28条～第30条  
(現行どおり)

第31条(補欠監査役)

1. 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
2. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第29条第2項の規定を準用する。
3. 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとなる。

第32条～第46条  
(現行どおり)

附 則  
第1条

当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株式名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

第2条

前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。

以上